

公益財団法人日本セーリング連盟 監事監査規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は法令及び定款に定めるもののほかは、この規程による。

第2条 (基本理念)

監事は、連盟の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、連盟の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条 (職能)

監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実またはそのおそれのある事実、若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4条 (業務・財産調査権)

監事は、いつでも理事及び関係部門に対し、事業の報告を求め、または連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

第5条 (理事等の協力)

監事が前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力しなければならない。

第2章 監査の実施

第6条 (監査事項)

監事は監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により、監査を行うものとする。

第7条 (会議への出席)

監事は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は前項の会議に出席できなかつた場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 3 監事は第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。

第3章 監事の意見陳述等

第8条 (理事会に対する意見陳述義務)

監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、または著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行に当たり、連盟の業務の適正な運営・合理化等または連盟の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対して意見を述べることができる。

第9条 (差止請求)

監事は、理事が連盟の目的の範囲外の行為、その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより連盟に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為の差し止めを請求することができる。

第10条 (理事の報告)

監事は、理事がこの法人に著しい損害を発生させるおそれのある事実を発見したときは、当該理事からその事実の報告を受けるものとする。

第11条 (会計方針等に関する意見)

監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を求めることができる。

第12条 (評議員会への報告)

監事は、評議員会に提出される議案及び書類について、違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告することができる。

第13条 (評議員会における説明義務)

監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い指名された場合は説明する。

第14条 (監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

第15条 (計算書類等の監査)

監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

第16条 (監査報告書)

監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
- 3 監事は、前項の監査報告書を理事会に提出する。

第5章 雜則

第17条 (監査補助者)

監事の職務執行の補助機関としては、連盟事務局があたる。

- 2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事会との協議によって定める。

第18条 (改正措置)

この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成24年12月 8日から実施する。(平成24年12月 8日監事決定。)